

福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援事業補助金

(エネルギーコスト削減補助金)

公 募 要 領

注 意 喚 起

申請を検討されている事業者は、必ず本要領をご確認ください。

また以下の行為は、全て不正であり、犯罪です。

1. 事業期間中及び補助金交付後において、不正行為、情報の漏洩等の疑いがあり、補助事業者として不適切な行為を行っていた場合。
2. 対象設備が導入されていない等、補助事業が遂行されていない場合。
3. 販売金額に占める補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法（形式、時期の如何を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの）あるいは、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為を行っていた場合。
4. 提出書類の改ざん、虚偽の申請をした場合。

福島県中小企業団体中央会

エネルギーコスト削減補助金事務局

TEL: 0 1 2 0 - 8 5 3 - 7 7 5

9:30～17:30（土日祝日を除く。）

エネルギーコスト削減補助金ホームページ：<https://fukushima-energycost.jp/>

「福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金」公募案内

県内中小企業者はエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に直面しています。省エネルギー効果の高い設備・機械等への更新を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図ります。また、省エネによるCO₂排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO₂排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与していきます。

- ◇補助対象者 県内の中小企業等（中小企業、組合等）
- ◇補助上限額 **300万円**（補助下限額20万円）
※補助対象経費が30万円未満になる申請は、不交付となります。
- ◇補助率 **2/3**
- ◇補助対象等
 - ①蛍光灯等から高効率照明（LED等）への更新
 - ②空調設備の更新
 - ③電気冷蔵庫、電気冷凍庫の更新
 - ④その他業務に必要な機械設備等の更新
 - ⑤特殊車両等の更新
- ◇補助要件等
 - ①更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により減少していること。製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が減少する証明を受けること。
 - ②令和5年11月以降の連続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3ヶ月と比較し、上回っていること。
※工場棟等、支払額を区分している場合は、区分した単位での比較も可とします。
- ◇予算額 約11億円（約600社想定）

【公募期間】

- ◇要領公開 令和7年 3月10日（月）
- ◇応募申請受付 令和7年 3月24日（月）～ 5月23日（金）17:00
※期間内であっても、応募申請額が予算額に達した時点で申請を締め切ります。

【申請方法】

- ◇応募申請は、電子申請システムのみで受け付けます。
- ◇郵送又は補助金事務局への持参による申請は、受け付けませんのでご了承ください。

【お問い合わせ先】

- ◇エネルギーコスト削減補助金事務局
（福島県中小企業団体中央会 経営支援課）
電話番号 **0120-853-775**（コールセンター）
受付時間 **9:30～17:30**（土日祝日を除く）

1. 事業の目的

県内の中小企業等が実施する省エネルギー効果の高い設備・機械等への更新を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足腰の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的成長の実現を図ります。

また、省エネによるCO₂排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO₂排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与していきます。

2. 補助対象者

補助対象者は、福島県内に本社又は工場等を有する以下の要件を満たすものに限りま

ア 中小企業

- ・資本金または従業員数（常勤）のいずれかが次の数字以下となる会社または個人。
（中小企業支援法第2条第1項に規定するもの）

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5,000万円	50人
サービス業	5,000万円	100人

※資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※常勤従業員数は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

また、会社役員（従業員との兼務役員は除く）、個人事業主本人も含まれません。

※複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい業種を主たる業種とします。

※公務、分類不能の業種は除きます。

イ 中小企業（組合関連）

- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条に定める中小企業団体（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合）
- ・商店街振興組合法第2条に定める商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める生活衛生同業組合

【補助対象にならない者】

- ・医師、歯科医師、助産師、系統出荷による収入が収入金額の半分を超える個人農業者（個人の林業・水産業者も同様）、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体、有限責任事業組合（LLP）等
- ・次の（1）～（5）のいずれかに該当する事業者（みなし大企業）

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は従業員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

3. 補助対象事業の要件

- ◇更新機器等と既存の機器等を比較してエネルギー消費量の減少が確認できること。
- ◇令和5年11月以降の連続する任意の3か月間（基準月）の光熱費・燃料代が、令和3年11月から令和5年10月のいずれかの同3か月間（比較月）と比較し上回っていること。

※光熱費・燃料代とは、事業活動で生じた電気・ガス料金、灯油代、ガソリン・軽油代又は重油代等（水道料は除く。また、自宅を事業所として兼用している場合、生活で使用する光熱費・燃料代は除く。）

例)	基準月	>	比較月
令和6年1月光熱費	500,000円	令和5年1月光熱費	400,000円
2月光熱費	600,000円	2月光熱費	600,000円
3月光熱費	700,000円	3月光熱費	400,000円
合計	1,800,000円	合計	1,400,000円

- ◇交付決定日から令和7年11月28日（金）までに、発注・納品・検収・支払・実績報告等の全ての事業の手続きが完了する事業であること。
- ◇補助事業の実施場所（工場や店舗等）を県内に有していること。
- ◇補助事業の実施場所の光熱費・燃料代を補助事業者名義で支払っていること。
- ◇以下に該当しない事業であること。
 - ① 本要領にそぐわない事業
 - ② 更新した設備を事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
 - ③ 公序良俗に反する事業
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条により定める事業
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある中小企業等による事業
 - ⑥ 政治団体、宗教上の組織または団体による事業
 - ⑦ 申請時に虚偽の内容を提出した事業者による事業
 - ⑧ その他申請要件を満たさない事業

4. 補助対象事業の補助率等

◇補助率・補助額

補助額は、事業に必要な経費から寄付金、その他の収入の額を控除した額（消費税及び地方消費税を除く。）に下表の補助率を乗じた額となります。

補助率	補助上限額	補助下限額
2/3	300万円	20万円

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

※交付決定後に総事業費が増加したとしても、補助金は交付決定額を上限とします。

5. 補助対象設備

次に掲げる設備・機械を対象とする。ただし、更新等にあたり現在使用している設備、機械等と比較してエネルギー消費量の減少が確認できるものとします。

- ア 高効率照明（既存照明からLED等への更新に限る）
- イ 空調設備（既存設備の更新に限る）
- ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫（既存設備の更新に限る）
- エ 機械設備等（既存設備の更新に限る）
- オ 特殊車両等（既存設備の更新に限る）

※いずれも、直接的な事業活動に使用しない設備は対象になりません。

【参考例】

ア 高効率照明(LED等)



※蛍光管等からLEDの更新等

イ 空調設備



※給湯室のエアコン等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。

ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、厨房機器



※給湯室の冷蔵庫等、直接的な事業活動に使用しない機器は対象になりません。

エ 機械設備等



※工作機械、プレス機械、加工機械等の生産設備が対象。

オ 特殊車両等



※作業場において作業をすることを目的とする機械、又は装置に該当するもの。
※営業車、トラック等公道を走行する車両は対象になりません。

6. 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性および金額の妥当性を証拠書類によって明確にできる、以下の経費です。

また、対象経費は、**交付決定日以降に発注を行い、令和7年1月28日(金)までに全ての手続きを完了したものに限り、交付決定日より前に発注、購入、契約等した設備は対象経費として認められません。**

◇補助対象経費

(1) エネルギー消費量の減少が確認できる省エネ設備等の更新に必要な経費

- ア 高効率照明（既存照明のLEDへの更新に限る）
- イ 空調設備（既存設備の更新に限る）
- ウ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫（既存設備の更新に限る）
- エ 機械設備等（既存設備の更新に限る）
- オ 特殊車両等（既存設備の更新に限る）

(2) 省エネ設備等の更新を行うために必要な外注費

(3) 省エネ設備等の更新に伴い発生する既存設備の撤去費用

※撤去を行った場合は、処分が完了したことを証する書類（産業廃棄物管理表（マニフェストE票）又はこれに類するものの写し等）を実績報告時に提出する必要があります。

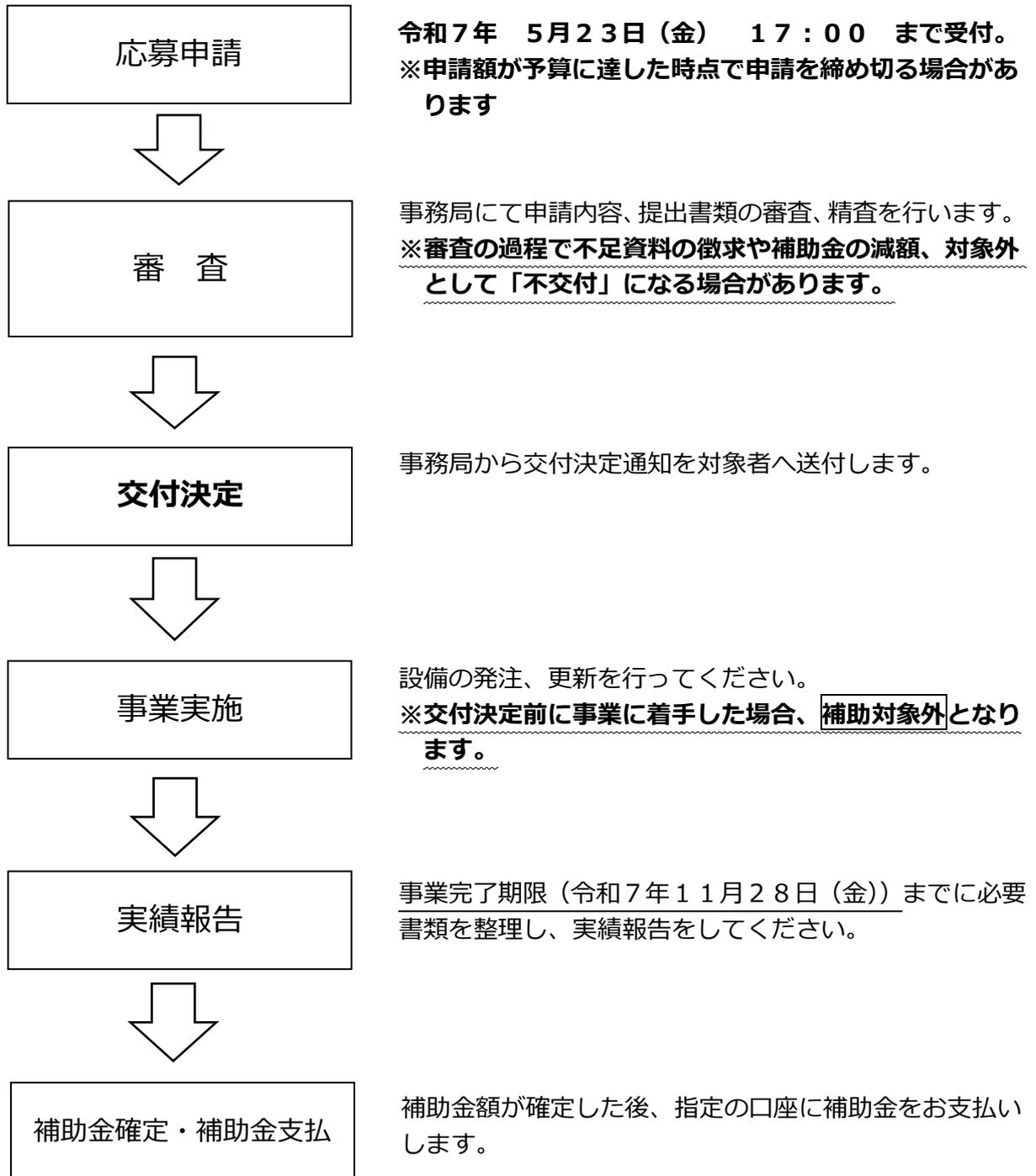
◇以下の経費は、補助対象になりません。

- ・工場建屋、構築物、簡易建物（ビニールハウス、コンテナ、ドームハウス、受電設備（キュービクル）等）の取得費用、およびこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- ・再生エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・不動産の購入費、自動車等車輛の購入費、修理費、車検費用
- ・設備導入に必要性のない工事費用や撤去費用等
- ・水道設備、洗面所、トイレ等水回りの改修にかかる費用
- ・補助金事務局に提出する書類の作成費用、申請に係る費用、消費税
- ・汎用性があり、省エネ設備としての要件に該当しないもの（事務用パソコン、プリンタ、デジタル複合機など）
- ・中古設備の購入費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

◇補助対象経費は、事業実施期間内に支払を行ったことを確認できるものに限り、支払は銀行振込の実績で確認を行いますが、振込手数料は補助対象外です。

◇補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

7. 事業のスキーム



※応募申請の完了で補助金の交付が決定するわけではありません。

※全ての手続きが、補助金電子システムにより行われます。

※手続きに当たり、商工会又は商工会議所の支援を受けている場合は、システム上に支援者の連絡先を入力することができます。その場合、補助金事務局から事業者
に通知するメールを支援者にも同時に通知します。

※応募申請時に設備更新内容、エネルギー減少要件等を提出書類により確認します。
要件不備により、補助対象外になる場合もあります。

8. 応募申請手続きについて

(1) 公募期間

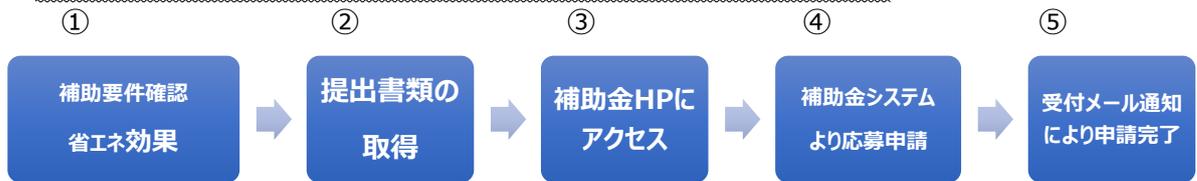
要領公開	令和7年 3月10日(月)
応募申請受付期間	令和7年 3月24日(月) 13:00から 令和7年 5月23日(金) 17:00まで

※期間内であっても、応募申請額が予算に達した時点で申請を締め切ります。

(2) 応募申請方法

応募申請は、電子システムのみで受け付けます。

※郵送や持参による申請は受け付けませんのでご注意ください。



(3) 提出書類

○見積書

入手しようとする設備等の価格の妥当性を証明する見積書を提出してください。

※補助対象経費の合計額が30万円未満の場合、対象となりません。

※交付決定日以降の発注時に有効な見積書が必要となります。

※審査時に、再提出を求める場合があります。

※設備更新費用が50万円(税抜)以上(工事費含む)のものについては、2社以上から見積書を取得し、より安価な発注先を選択してください。その際発注先として選択しなかった見積書(相見積書)を提出してください。

※高価な発注先で購入した場合でも、補助金額は安価な方の見積額より算出します。

※合理的な理由(他社で製造していない等)で相見積書を取得できない場合は、「業者選定理由書」を提出してください。

○連続する3か月の「光熱費・燃料代」等の勘定科目を比較する帳簿

比較に用いた連続する3か月(基準月/比較月)の「光熱費・燃料代」を証する総勘定元帳又は試算表等の写し(ただし、水道代を勘定科目等で区分していない場合は水道代を含めることを可とする。)を提出してください。

比較に用いた連続する3か月(基準月/比較月)の「光熱費・燃料代」を証する総勘定元帳、試算表の写し等を提出してください。

○登記事項全部証明書(商業登記) ※法人のみ

○直近の法人税確定申告書(別表1)の写し ※法人のみ

○直近の所得税確定申告書(第1表)の写し ※個人事業主のみ

○**県税の納税証明書（未納がないことの証明書）**

○**住民票 ※個人事業主のみ**

○**暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別紙①）**

○**役員一覧（別紙②） ※法人のみ**

○**消費エネルギー量削減算定の根拠資料**

メーカーによる提案書、仕様書等根拠となる設備比較証明書、カタログの該当ページ等を PDF にて提出してください。

※既存設備（現在使用しているもの）及び更新設備、両方について提出すること。

○**既存設備の状況が確認できるカラー写真**

◇添付書類一覧

	必要書類	法人	個人事業主
1	見積書（経費の算定根拠となるもの） 設備更新費用が 50 万円（税抜）以上の場合、2 社以上の見積書（相見積書） ※有効期限内であることに留意	○	○
2	連続する 3 か月の「光熱費・燃料代等の勘定科目」を比較する帳簿（写し） （該当月の総勘定元帳又は試算表等）	○	○
3	登記事項全部証明書（商業登記） ※発行日より 3 か月以内のものに限る	○	
4	直近の法人税確定申告書（写し）	○	
5	直近の所得税確定申告書（写し）		○
6	県税の納税証明書（未納がない証明書）	○	○
7	住民票 ※発行日より 3 か月以内のものに限る		○
8	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別紙①）	○	○
9	役員一覧（別紙②）	○	
10	消費エネルギー量削減率の算定根拠となる資料 （仕様書、カタログ、設備比較証明書等） ※既存設備及び更新設備の双方を提出	○	○
11	既存設備の状況が確認できるカラー写真	○	○

(4) 審査

事務局は、交付決定をするにあたって、提出内容、書類の審査を行います。具体的には下記の事項を確認します。

- ① 補助金の交付が法令及び予算で定めているところに違反していないか。
- ② 目的及び内容が本補助金の目的と照らし、適正であるか。
- ③ 申請金額の算定、対象設備は適正であるか。
- ④ 提出書類が適正であるか。

(5) 交付決定

上記審査において、問題がなかった申請者を随時交付決定とし、それら対象者へ交付決定通知書を送付します。

9. 補助事業者の義務（遵守すべき事項）

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、**本事業の内容を変更しようとする場合**または本事業を中止、廃止もしくは他に承継させようとする場合には、**事前に補助金事務局の承認を得なければなりません。**
- (2) **本事業を完了したときは**、その日から起算して**30日を経過した日**または**事業完了期限日（令和7年11月28日（金））のいずれか早い日までに実績報告書を提出**しなければなりません。
- (3) 本事業の完了した日の属する会計年度（県の会計年度である4月～3月）の終了後5年間、本事業に関係する調査に協力しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した設備等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。
さらに、**当該財産を処分する必要があるときは、事前に承認を得なければなりません。**また、当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部または一部を納付することとなります。
- (5) 消費税および地方消費税は補助対象としませんので、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請等は記載してください。
- (6) **補助事業に係る経理**について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する**会計年度の終了後5年間保存**してください。

ただし、**機械等の購入に関する書類**については、「補助金等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」および「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その**該当償却期間、整備保管**してください。

※カタログ、仕様書、見積書、注文書の写し、契約書または注文請書、納品書、請求書、領収書等支払を証する書類および会計帳簿等

- (7) 本事業の確認のため、補助金事務局が**実地検査**に入ることがあります。また、本事業実施中および本事業終了後、会計検査院や補助金事務局等が**実地検査**に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

- (8) **補助金の支払い**については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の**精算払い**となります。
- (9) **国又は自治体が助成する制度と重複して設備を更新等することはできません**。事務局において、補助事業者が同種または類似内容の事業によって助成金を受給する（予定を含む）事実を確認した場合、内容を精査し、本補助金の返還を求めます。
- なお、本事業に基づく補助事業の事業者負担費用を軽減するための助成制度（上乗せ補助）を市町村が実施する場合に当該補助金を受給することは可能です。